

事業の背景・目的

2013年より兵庫県内にタガメの保全地を設置し、採集者除けの柵の設置と休耕田の湛水を始めたところ、タガメが安定的に増殖し始めた。ところが、2015年に保全地内でアメリカザリガニ（ザリガニ）が侵入したため、すぐに駆除を開始したが、その勢いを止められず、**現在は保全地の約半数の休耕田でザリガニが確認される**ようになっている。そして、**2019年はタガメの新成虫の数が保全を開始してから最低**となった。ザリガニが侵入していない休耕田も遷移が進み、陸地化しつつある。本事業では、ザリガニ未侵入の休耕田の補修と新規湿地の造成と並行し、ザリガニの駆除・根絶を図り、この場所がタガメ地域個体群のソースとなるように環境を整備する。

事業の内容

令和2年度より3年間で、**新規湿地の造成、ザリガニの駆除作業、ザリガニ侵入地のタガメなどの絶滅危惧種の救出及びザリガニ未侵入の休耕田の維持管理**などを実施することにより、タガメ個体数の増加を目指す。

事業① 新規湿地の造成工事

・5月と11月に湿地（合計500m²）の造成（遷移により埋まってしまった湿地の拡張を含む）を実施した。



事業② ザリガニの駆除作業

・7か所の湿地より合計で1481個体（Sサイズ 345、Mサイズ 557、Lサイズ 579）を駆除した。

事業③ ザリガニ侵入地のタガメの救出作業、保全地の除草などの維持管理

・原則月1回の除草作業、乱獲防止の柵の補修、タガメの救出を行った。

得られた成果

初年度（R2年度）は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、湿地造成作業に関する打ち合わせ等に遅れが生じた。そのため、タガメの繁殖期（5月下旬～7月）前に造成できたのは、計画していた湿地面積の約半分の面積にとどまった。新成虫の個体数は、事業開始前（R1年度）の15頭から、事業開始後（R2年度）の23頭とやや増加にとどまったが、11月に予定していた残り半分の湿地を造成したため、R3年度はR2年度よりも拡大された繁殖地での個体数の増加が期待される。**R3年度に50頭以上が達成できれば、最終年度に当初目標値は達成できる見込み**である。

